

上手に使い分け

# 空き家と土地の 財産管理おしながき

## 相続人の 調査・特定

司法書士は相続登記の専門家です。複雑な相続についてもご相談ください。

## 財産管理人選任 申立書等の作成

裁判所へ提出する書類を作成します。

## 財産管理人への 就任

裁判所の選任により各種財産管理人に就任します。

## 古い抵当権や 仮登記の抹消

不動産処分の妨げとなる登記を抹消します。

## 相続、遺言、 改正法のセミナー

市民向けの講座に講師を派遣します。



ご相談は、  
お近くの  
司法書士会へ

日本司法書士会連合会  
〒160-0003  
東京都新宿区四谷本塩町4番37号  
TEL 03-3359-4171

検索 [www.shiho-shoshi.or.jp/association/shiho\\_shoshi\\_list/](http://www.shiho-shoshi.or.jp/association/shiho_shoshi_list/)



発行者



日本司法書士会連合会  
Japan Federation of Shihoshi-Lawyer's Associations

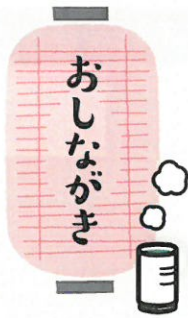
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号司法書士会館3階  
TEL 03-3359-4171  
<https://www.shiho-shoshi.or.jp/>



対象者の総財産を  
清算 or 管理します

所有者が分からない  
土地建物を管理します

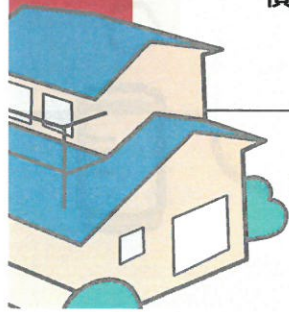
管理不全の  
土地建物を管理します



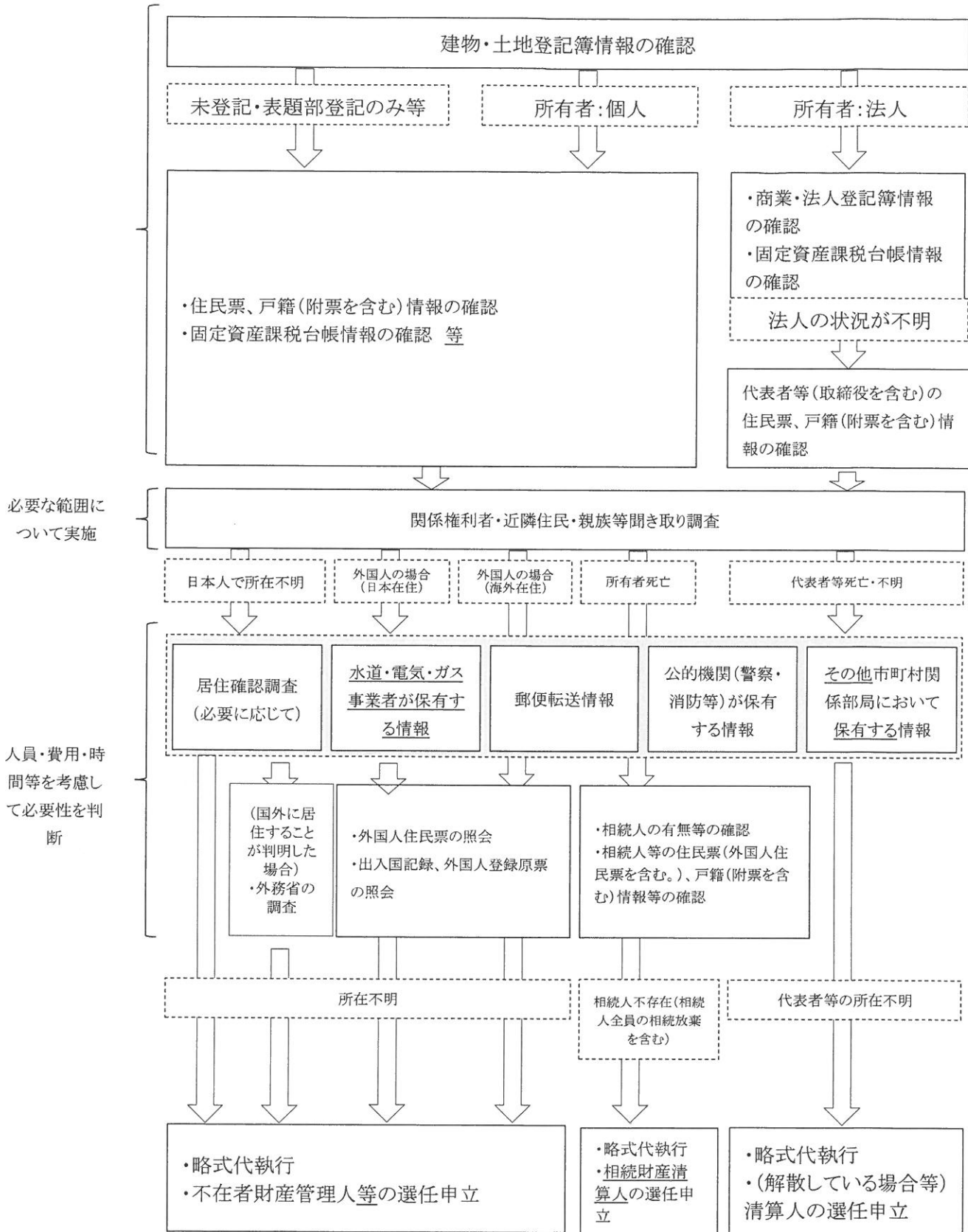
対象者の総財産から、除却費用等を回収したい

空き家や土地をきちんと管理して欲しい

	相続人がいない場合	所有者が行方不明のときは	相続関係が未確定な間は	誰が所有者か分からない不動産に	管理が不適切な不動産に
<b>管理対象</b>	亡くなった人の全財産	不在となった人の全財産	亡くなった人の全財産	所有者が分からない不動産	管理不全の不動産
<b>目的</b>	財産の清算	財産の保存	財産の保存	適切な管理	適切な管理
<b>管轄</b>	 最後の住所地を管轄する <b>家庭裁判所</b>	 最後の住所地を管轄する <b>家庭裁判所</b>	 最後の住所地を管轄する <b>家庭裁判所</b>	 不動産の所在地を管轄する <b>地方裁判所</b>	 不動産の所在地を管轄する <b>地方裁判所</b>
<b>利害関係人としての 首長申立</b>	○	○	○	○	○
<b>所有者不明土地特措法に よる首長申立</b>	○ 土地：適切な管理のため 特に必要があるとき	○ 土地：適切な管理のため 特に必要があるとき	×	○ 土地：適切な管理のため特に必要があるとき 建物：土地と併せて適切な管理のため特に 必要があるとき	○ 土地：災害発生等を防止するため特に必要があるとき 建物：土地と併せて適切な管理のため特に 必要があるとき
<b>裁判所の許可を得て 対象財産を 処分すること</b>	○	○	○	○	△ 所有者の同意が必要
<b>管理人による 債務の弁済</b>	 総財産が管理対象であるため可	 総財産が管理対象であるため可	 相続財産保存のため必要であれば可	 管理権限が土地建物に限定される ため原則不可	 管理権限が土地建物に限定される ため原則不可
<b>注意点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来の「相続財産管理人」から名称変更</li> <li>公告期間が計10か月から6か月へ短縮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理対象が金銭となった場合、その金銭を供託することで管理人の職務終了となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単独相続では単純承認、複数人の相続では遺産の全部が分割されるまでの間に限る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人名義に対しても可</li> <li>建物管理人による建物取壊しは原則不可</li> <li>対象不動産に管理命令の登記がされる</li> <li>管理不動産内の動産等も管理対象</li> <li>区分所有建物は対象外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発令には原則として所有者の意見聴取が必要</li> <li>管理不動産内の動産等も管理</li> <li>区分所有建物は対象外</li> </ul>



〔別紙5〕所有者等の特定に係る調査手順の例【一部改正（傍線の部分は改正部分）】



## 共有に関する事件(非訟事件手続法第三編第一章)、土地等の管理に関する事件(非訟事件手続法第三編第二章)

# 資料3

裁判手続きを利用する方へ

窓口案内

民事訟廷事務室事件係からのお知らせ

民事事件記録の閲覧・謄写の御案内

民事第9部（保全部）紹介

労働審判手続の迅速・適正な進行へのご協力をお願い

民事第21部（民事執行センター・インフォメーション21）

民事第22部（調停・借地非訟・建築部）

借地非訟事件について

借地非訟事件（書式例）

民事第22部建築訴訟事件について

共有に関する事件（非訟事件手続法第三編第一章）、土地等の管理に関する事件（非訟事件手続法第三編第二章）

民事第27部（交通部）

東京地方裁判所（民事部）

担当裁判官一覧

庁舎案内図

保管金の電子納付について

東京家庭・簡易裁判所合同庁舎改修工事に伴う駐車場の利用について

民事第29部、第40部、第46部、第47部（知的財産権部）

民事第20部（倒産部）

民事第8部（商事部）

トップ > 各地の裁判所 > 東京地方裁判所/東京簡裁以外の都内簡易裁判所 > 裁判手続きを利用する方へ > 共有に関する事件（非訟事件手続法第三編第一章）、土地等の管理に関する事件（非訟事件手続法第三編第二章）

事件名	説明文書	申立書書式
所在等不明共有者共有物管理・変更決定	所在等不明共有者がいる場合の共有物管理・変更の申立てについて(PDFファイル：84KB  )	所在等不明共有者共有物管理（変更）決定申立書 PDFファイル：124KB  Wordファイル：29KB 
賛否不明共有者の共有物管理決定	賛否不明共有者がいる場合の共有物管理の申立てについて(PDFファイル：69KB  )	賛否不明共有者の共有物管理決定申立書 PDFファイル：117KB  Wordファイル：27KB 
所在等不明共有者持分取得決定	所在等不明共有者持分取得申立てについて(PDFファイル：98KB  )	所在等不明共有者持分取得決定申立書 PDFファイル：113KB  Wordファイル：28KB 
所在等不明共有者持分譲渡権限付与決定	所在等不明共有者持分譲渡の権限付与の申立てについて(PDFファイル：100KB  )	所在等不明共有者持分譲渡権限付与決定申立書 PDFファイル：121KB  Wordファイル：29KB 
所有者不明土地（建物）管理命令	・所有者不明土地・建物管理命令について（汎用）(PDFファイル：162KB  )  ・所有者不明土地・建物管理命令について（特措法42条2項、同条5項に基づく申立て）(PDFファイル：173KB  )	・所有者不明土地（建物）管理命令申立書（汎用） PDFファイル：112KB  Wordファイル：27KB   ・所有者不明土地（及び建物）管理命令申立書（特措法42条2項、5項） PDFファイル：118KB  Wordファイル：29KB 
管理不全土地（建物）管理命令	・管理不全土地・建物管理命令について（汎用）(PDFファイル：172KB  )	・管理不全土地（建物）管理命令申立書（汎用） PDFファイル：116KB 

事件名	説明文書	申立書書式
	<p>・管理不全土地・建物管理命令について（特措法42条3～5項に基づく申立て）（PDFファイル：176KB ）</p>	<p>Wordファイル：28KB </p> <p>・管理不全土地（及び建物）管理命令申立書（特措法42条3項、5項）</p> <p>PDFファイル：135KB </p> <p>Wordファイル：31KB </p> <p>・管理不全土地（及び建物）管理命令申立書（特措法42条4項、5項）</p> <p>PDFファイル：139KB </p> <p>Wordファイル：32KB </p>
各事件共通	探索報告書	<p>・所有者・共有者の探索等に関する報告書</p> <p>PDFファイル：220KB </p> <p>Wordファイル：46KB </p> <p>・土地所有者の探索等に関する報告書</p> <p>PDFファイル：235KB </p> <p>Wordファイル：44KB </p>

## 裁判所について

- ▶ 裁判所の組織
- ▶ 裁判所の仕事
- ▶ 裁判所の予算・決算・財務書類
- ▶ 各種委員会
- ▶ 裁判所の環境施策
- ▶ 裁判所の災害対策等
- ▶ 裁判所における障害者配慮
- ▶ 裁判所における犯罪被害者保護施策
- ▶ 広報誌「司法の窓」
- ▶ 各種パンフレット
- ▶ 司法制度改革
- ▶ トピックス

## 最高裁判所、各地の裁判所

- ▶ 最高裁判所
- ▶ 各地の裁判所
- ▶ 各地の裁判所の所在地・電話番号等一覧
- ▶ 見学・検察案内

## ▶ 裁判手続案内

- ▶ 裁判所が扱う事件
- ▶ 裁判の登録人物
- ▶ Q&A
- ▶ 裁判の話題
- ▶ 裁判手続を利用する方へ
- ▶ 申立等で使う書式
- ▶ オンライン手続き
- ▶ 仮見ポータルサイト

## 統計・資料

- ▶ 司法統計
- ▶ 裁判集
- ▶ 公表資料
- ▶ 裁判所データブック
- ▶ 司法統計検索システムの使い方

## 関連情報

- ▶ 検察審査会
- ▶ ADRポータルサイト
- ▶ 災害関連情報
- ▶ 調達関連情報
- ▶ 動画配信

## ▶ 採用情報

- ▶ 説明会
- ▶ インターンシップ
- ▶ パンフレット
- ▶ 受験案内
- ▶ 裁判所の仕事について
- ▶ 採用試験情報
- ▶ 裁判官の仕事に関心のある方へ

## 裁判例情報

## ▶ お知らせ

お問い合わせ

# 資料4

## 所有者不明土地・建物管理命令について

### (特措法42条2項、同条5項に基づく申立て)

#### 1 概要

所有者を特定することができず、又は所有者が所在不明となっている土地（以下「所有者不明土地」という。）がごみの不法投棄や雑草の繁茂等により周辺に悪影響を与えている等、所有者不明土地を適切に管理する必要がある場合、国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、土地所有者（不明者）の所在について必要な探索（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「特措法」という。）2条1項等）をしてもなお当該不在者の所在が判明しないときに、地方裁判所に対し、所有者不明土地管理命令を申し立てることができます（同法42条2項、民法264条の2第1項）。

なお、所有者不明土地にある建物について適切に管理する必要がある場合は、地方裁判所に対し、上記申立てと併せて所有者不明建物（又は管理不全建物）管理命令を申し立てることができます（特措法42条5項、民法264条の8、264条の14）。

#### 2 申立人

国の行政機関の長又は地方公共団体の長（特措法42条2項、同条5項）

#### 3 申立先

所有者不明土地・建物管理命令に係る土地及び建物（以下「土地等」という。）の所在地を管轄する地方裁判所（非訟法90条1項）

#### 4 申立てに必要な費用等

- ・ 収入印紙（申立ての対象となる土地等（共有持分の場合はその持分）の筆数1筆につき）1,000円
- ・ 郵便切手 6,000円（内訳：500円×8、100円×10、84円×5、50円×4、20円×10、10円×10、5円×10、2円×10、1円×10）
- ・ このほかに、管理費用（投棄されたごみの除去等に要する費用をはじめ、管理のために必要となる費用）や管理人報酬のための費用として、予納金を納めていただく必要があります。予納額については、予定される管理事務の内容や管理に要する期間等を勘案した上で、裁判官が判断し、後日、担当書

記官からご連絡しますので、予納の手続をとってください（予納金が納付された後、管理命令を発令するか判断がされます。）。

※ 管理が終了して予納金に残余がある場合は、残余の予納金を返還します。

※ 当初の見通しを上回る費用が必要となった場合等は、予納金の追納をお願いする場合があります。

## **5 申立てに必要な書類**

- ・ 申立書  
申立書の記載については、申立書のひな型を参照して、その記載をしてください（東京地裁HPに掲載）。
- ・ 土地等所有者の探索等に関する報告書（書式は東京地裁HPに掲載）
- ・ 所有者不明土地等に係る登記事項証明書
- ・ 固定資産評価証明書
- ・ 不動産登記法14条1項の地図又は同条4項の地図に準ずる図面の写し
- ・ 土地（建物）の所在地に至るまでの通常の経路及び方法（土地（建物）の住居表示を記載する。）を記載した図面
- ・ 土地（建物）の現況調査報告書又は評価書（保有する場合）
- ・ （登記されていない場合）土地についての不動産登記令2条2号に規定する土地所在図及び同条3号に規定する地積測量図
- ・ （登記されていない場合）建物についての不動産登記令2条5号に規定する建物図面及び同条6号に規定する各階平面図
- ・ 所有者不明土地等について、適切な管理が必要な状況にあることを裏付ける資料（写真を撮影した場合は台紙に貼り、撮影日時、撮影者を明記してください。適切な管理が必要な状況がわかるように、適宜、撮影位置等を工夫してください。）
- ・ 所有者不明土地等の所有者の戸籍謄本、戸籍附票又は住民票  
（戸籍や住民票がない場合は、登記記録上の住所の不在籍証明書及び不在住証明書）
- ・ 不明の事実を証する資料（不明者あての手紙などで「あて所に尋ね当たらず」の理由が付され返送されたもの（コピー））
- ・ ごみの除去や雑草の伐採等、所有者不明土地等を適切に管理するために必要となる費用に関する資料（業者による簡易な見積りをした結果等）
- ・ その他参考となる資料
- ・ 申立てを理由づける事実についての証拠資料の写し（非訟規則37条3項）

## **6 審理等について**

- ・ 申立て受理後、裁判所では、発令に必要な法律上の要件が備わっているかを提出された資料に基づき審理するほか、審問期日を開く場合があります。

また、申立人に追加の調査・確認をお願いする場合があります。

- ごみの除去や雑草の伐採等といった、所有者不明土地等管理命令を発令した目的が達せられたときは、原則として、申立て又は職権により、裁判所は、当該命令を取り消すこととなります。同土地等について、再びごみの除去等をする必要が生じた場合には、当該命令を取り消した決定の取消し又は再度の所有者不明土地等管理命令申立てが必要となります（予納金の納付も必要となります）。その場合は、地方裁判所にご相談ください。
- 区分所有建物については、所有者不明建物管理制度が適用されないため（改正区分所有法6条4項）、マンションなどの区分所有建物の専有部分及び共用部分について、所有者不明建物管理命令の発令をすることはできません。



- ※ 該当する符号又は該当箇所を○で囲み、下線がある箇所は、記入してください。  
※ 欄が足りない場合は、適宜、欄を広げたり、別紙を用いてください。  
※ 記載事項が全くないページは、添付しなくても差支えありません（必ずページ数を記入してください）。

# 資料5

令和\_\_年(千)第\_\_\_\_号(不明所有者\_\_\_\_\_)

## 土地所有者の探索等に関する報告書

令和\_\_年\_\_月\_\_日

申立人 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、同法施行令及び同法施行規則に基づき、下記第1の土地に係る所有者の探索等をした結果は、次のとおりです。

### 第1 対象となる土地(申立人において、「所有者不明土地」であると主張する土地)

添付の不動産登記事項証明書のとおり

### 第2 登記名義人に関する探索

#### 1 不動産登記事項証明書の交付請求の結果(施行令1条1号)

→ 添付の不動産登記事項証明書のとおり

#### 2 登記名義人に対する書面の送付又は訪問の結果(施行令1条5号)

##### (1) 不動産登記記録上の住所・事務所への調査

ア 書面を送付した。

→ 発送日 令和\_\_年\_\_月\_\_日

方法 書留郵便 ・ その他(\_\_\_\_\_)

結果 還付(事由: \_\_\_\_\_)(封筒コピー添付)

回答があった(内容: \_\_\_\_\_)

その他 (内容: \_\_\_\_\_)

イ 訪問した。

→ 日時 令和\_\_年\_\_月\_\_日(\_\_\_\_)午 \_\_\_\_時\_\_分ころ

訪問した者 所属等 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

( / ページ)

- ※ 該当する符号又は該当箇所を○で囲み、下線がある箇所は、記入してください。
- ※ 欄が足りない場合は、適宜、欄を広げたり、別紙を用いてください。
- ※ 記載事項が全くないページは、添付しなくても差支えありません（必ずページ数を記入してください）。

訪問の結果（書ききれない場合は、別紙を用いてください。）

---

---

---

(2) 不動産登記記録上の住所等以外の住所・居所・事務所の調査（施行令1条3号）

ア 添付の（住民票・戸籍（除籍）・戸籍附票・法人登記簿）のとおり

※このほかに判明した住所がある場合は、以下に記載してください。

判明した住所等 \_\_\_\_\_

判明した経緯等 \_\_\_\_\_

イ 該当がなかった（不在籍、不在住証明書を添付）

ウ アで判明した住所等への調査

a 書面を送付した。

→ 発送日 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

方法 書留郵便 ・ その他（\_\_\_\_\_）

結果 還付（事由：\_\_\_\_\_）（封筒コピー添付）

回答があった（内容：\_\_\_\_\_）

その他 （内容：\_\_\_\_\_）

b 訪問した。

→ 日時 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（\_\_\_\_）午 \_\_\_\_時\_\_\_\_分ころ

訪問した者 所属等 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

訪問の結果（書ききれない場合は、別紙を用いてください。）

---

---

- ※ 該当する符号又は該当箇所を○で囲み、下線がある箇所は、記入してください。
- ※ 欄が足りない場合は、適宜、欄を広げたり、別紙を用いてください。
- ※ 記載事項が全くないページは、添付しなくても差支えありません（必ずページ数を記入してください）。

**第3 登記名義人以外の所有者に関する探索** (施行令1条3号)

1 登記名義人のほかに、所有者と思料される者は、（ いない ・ いる ）。

（ いる場合 ）

住所 添付の（住民票・戸籍（除籍）・戸籍附票・法人登記簿）のとおり

氏名 \_\_\_\_\_

※上記のほかに判明した住所がある場合は、以下に記載してください。

判明した住所等 \_\_\_\_\_

判明した経緯等 \_\_\_\_\_

（※ 登記名義人のほかに、所有者と思料される者がいない場合は、2の記載は不要です。）

2 上記1の者への書面の送付又は訪問の結果 (施行令1条5号)

ア 書面を送付した。

→ 発送日 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

方法 書留郵便 ・ その他（\_\_\_\_\_）

結果 還付（事由：\_\_\_\_\_）（封筒コピー添付）

回答があった（内容：\_\_\_\_\_）

その他（内容：\_\_\_\_\_）

イ 訪問した。

→ 日時 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（\_\_\_\_）午 \_\_\_\_時\_\_\_\_分ころ

訪問した者 所属等 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

訪問の結果（書ききれない場合は、別紙を用いてください。）

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

- ※ 該当する符号又は該当箇所を○で囲み、下線がある箇所は、記入してください。
- ※ 欄が足りない場合は、適宜、欄を広げたり、別紙を用いてください。
- ※ 記載事項が全くないページは、添付しなくても差支えありません（必ずページ数を記入してください）。

**第4 土地所有者確知必要情報を保有すると思料される者（登記名義人以外）に対する情報提供の請求（施行令1条2号）**

- 1 登記名義人以外に、土地所有者確知必要情報を保有すると思料される者が、  
（ いる ・ いない（判明しない） ）。
- （※なお、登記名義人が法人である場合、法人代表者、清算人、破産管財人などがないときには、その旨及び調査内容等をご記載ください。）

- 2 （いる場合）次の者に、土地所有者確知必要情報の提供を請求した。  
（※ 複数いる場合は、別紙を用いてください。）

(1) 請求の相手方

- a 当該土地を現に占有する者（施行規則1条1号）
- b 当該土地につき、所有権以外の権利を有する者（施行規則1条2号）
- c 当該土地にある物件に関し、所有権その他の権利を有する者（施行規則1条3号）
- d 親 族 （施行規則1条10号イ）
- e 在外公館の長（施行規則1条10号ロ）
- f 法人の代表者等（施行規則1条11号）
  - (a) 法人の代表者（同号イ）
  - (b) 法人の清算人（同号ロ）
  - (c) 破産管財人（同号ハ）
- g 所有権に関する登記がない土地で、表題部の所有者欄に所有者の全部又は一部の氏名、名称、住所が記載されていないもの（告示1条、2条）
  - (a) 閉鎖登記簿又は土地台帳を備えると思料される登記所の登記官
  - (b) （表題部の所有者欄に市町村内の区域等の名称のみが記録されている土地、または、表題部の所有者が2人以上で、かつ、その全部もしくは一部の氏名等が記載されていない土地である場合、）当該土地の市町村の長

(2) 情報提供の請求の方法、結果

- a 書面を送付した。  
→ 発送日 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

（ / ページ）

- ※ 該当する符号又は該当箇所を○で囲み、下線がある箇所は、記入してください。
- ※ 欄が足りない場合は、適宜、欄を広げたり、別紙を用いてください。
- ※ 記載事項が全くないページは、添付しなくても差支えありません（必ずページ数を記入してください）。

方法 書留郵便 ・ その他 ( \_\_\_\_\_ )  
結果 還付 (事由: \_\_\_\_\_ )  
回答があった (内容: \_\_\_\_\_ )  
その他 (内容: \_\_\_\_\_ )

b 訪問した。

→ 日時 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 (\_\_\_\_) 午 \_\_\_\_時\_\_\_\_分ころ

訪問した者 所属等 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

訪問の結果 (書ききれない場合は、別紙を用いてください。)

.....  
.....

c その他 (情報提供の請求の方法及び結果を簡潔に記載し、資料があれば、添付してください。)

.....  
.....  
.....  
.....

- ※ 該当する符号又は該当箇所を○で囲み、下線がある箇所は、記入してください。
- ※ 欄が足りない場合は、適宜、欄を広げたり、別紙を用いてください。
- ※ 記載事項が全くないページは、添付しなくても差支えありません（必ずページ数を記入してください）。

**第5 登記名義人の死亡等が判明した場合（施行令1条4号）**

1 登記名義人（個人）の相続関係

→ 相続関係図のとおり（相続関係図を添付してください。）

2 登記名義人（個人）の戸籍（除籍）（出生～死亡）、判明した全ての相続人の戸籍（除籍）（登記名義人とのつながりがわかるようにしてください。）、登記名義人及び相続人の戸籍附票、住民票の請求（施行規則2条2項、1項1号イ～ハ）

→ 添付の（戸籍（除籍） ・ 戸籍附票 ・ 住民票）のとおり

3 判明した相続人及び相続人に対する土地所有者確知必要情報の請求結果

※ 書ききれない場合は、適宜、欄を追加してください。

- a 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_（名義人との関係：\_\_\_\_\_）  
方法 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（書面送付 ・ 訪問 ・ \_\_\_\_\_）  
結果 \_\_\_\_\_
- b 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_（名義人との関係：\_\_\_\_\_）  
方法 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（書面送付 ・ 訪問 ・ \_\_\_\_\_）  
結果 \_\_\_\_\_
- c 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_（名義人との関係：\_\_\_\_\_）  
方法 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（書面送付 ・ 訪問 ・ \_\_\_\_\_）  
結果 \_\_\_\_\_
- d 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_（名義人との関係：\_\_\_\_\_）  
方法 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（書面送付 ・ 訪問 ・ \_\_\_\_\_）  
結果 \_\_\_\_\_

4 登記名義人（法人）の解散

(1) 解散後の承継先（法人の名称： \_\_\_\_\_）

（ / ページ）

- ※ 該当する符号又は該当箇所を○で囲み、下線がある箇所は、記入してください。
- ※ 欄が足りない場合は、適宜、欄を広げたり、別紙を用いてください。
- ※ 記載事項が全くないページは、添付しなくても差支えありません（必ずページ数を記入してください。）。

承継の原因：添付の法人登記簿（閉鎖登記簿を含む。）のとおり

(2) 承継した法人に対する土地所有者確知必要情報の請求結果

ア 書面を送付した。

→ 発送日 令和\_\_年\_\_月\_\_日

方法 書留郵便 ・ その他 (\_\_\_\_\_)

結果 還付 (事由: \_\_\_\_\_) (封筒コピー添付)

回答があった (内容: \_\_\_\_\_)

その他 (内容: \_\_\_\_\_)

イ 訪問した。

→ 日時 令和\_\_年\_\_月\_\_日 (\_\_) 午 \_\_時\_\_分ころ

訪問した者 所属等 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

訪問の結果 (書ききれない場合は、別紙を用いてください。)

---

---

---

# 資料6

別紙

記録例

## 1 所有者不明土地管理命令 (1) 囑託の登記

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有者不明土地管理命令	令和何年何月何日 第何号	原因 令和6年4月10日何地方裁判所(支部) 決定

## (2) 抹消の囑託の登記

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有者不明土地管理命令	令和何年何月何日 第何号	原因 令和6年4月10日何地方裁判所(支部) 決定
3	2番所有者不明土地管理命令抹消	令和何年何月何日 第何号	原因 令和6年6月13日何地方裁判所(支部) 取消決定

## 2 所有者不明建物管理命令 (1) 囑託の登記

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有者不明建物管理命令	令和何年何月何日 第何号	原因 令和6年4月10日何地方裁判所(支部) 決定

## (2) 抹消の囑託の登記

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有者不明建物管理命令	令和何年何月何日 第何号	原因 令和6年4月10日何地方裁判所(支部) 決定
3	2番所有者不明建物管理命令抹消	令和何年何月何日 第何号	原因 令和6年6月13日何地方裁判所(支部) 取消決定

## 3 一部の共有持分について管理命令がされた場合

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
3	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日相続 共有者 A市B町3番地 持分3分の1 乙 某 C市D町1番地 3分の1 丙 某 A市B町3番地 3分の1 丁 某
4	丙某持分所有者不明土地管理命令	令和何年何月何日 第何号	原因 令和6年4月10日何地方裁判所(支部) 決定